

独立監査人の監査報告書

平成28年7月20日

日本商工会議所

監事 三浦 廣 巳 殿
監事 平松 廣 司 殿
監事 安部 研 一 殿

永和監査法人

業務執行社員 公認会計士

伊藤 嘉基 

当監査法人は、日本商工会議所の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの平成27年度の計算書類、すなわち、一般会計収支決算書、特別会計収支決算書、貸借対照表及び財産目録について監査を行った。

計算書類に対する理事者の責任

理事者の責任は、商工会議所会計基準に準拠して計算書類を作成することにある。理事者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類が、すべての重要な点において、商工会議所会計基準に準拠して作成されているものと認める。

計算書類作成の基礎

計算書類は、商工会議所法第39条第1項を遵守するために商工会議所会計基準に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

日本商工会議所と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

平成 27 年度事業報告書および平成 27 年度収支決算書について調査を遂げ、
その適法かつ正確であることを認めます。

平成 28 年 7 月 20 日

日本商工会議所監事

| | | | |
|----------|----|-------|---|
| 秋 田商工会議所 | 会頭 | 三 浦 廣 |  |
| 横須賀商工会議所 | 会頭 | 平 松 廣 |  |
| 宇 部商工会議所 | 会頭 | 安 部 研 |  |

